

霞ヶ浦医療センター院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束をはかることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

第2条 院内感染対策委員会の設置

- 1) 院長を議長とし、各専門職代表を構成員として組織する院内感染対策委員会（以下、対策委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。
緊急時は臨時会議を開催する。
- 2) 対策委員会の下部組織として院内感染対策チーム部会を設置する。部会長は院長から任命された医師とし、副部会長は感染管理担当とする。その他、医療安全管理者、各専門職代表、各看護単位から1名ずつ選出された「感染リンクナース」をもって構成員とする。毎月1回の会議を開催し、より実践的な院内感染対策を行う。
- 3) 対策委員会、対策チーム部会は次の協議・推進を行う
 - (1) 院内感染対策指針およびマニュアルの作成・見直し
 - (2) 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - (3) 職員研修の企画、運営
 - (4) 異常な感染症の発生時は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知をはかる。
 - (5) 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
 - (6) 感染防止対策加算1および感染対策地域連携加算施設として①～⑤を実施
 - ①感染防止対策加算2の施設に対する感染制御に関する知識・技術的支援及び年4回の合同カンファレンス
 - ②感染対策地域連携加算施設との相互チェック
 - ③感染対策チームによる週1回程度の院内巡視
 - ④指定抗菌薬の適正使用に関する監視
 - ⑤院内感染防止対策に関する取り組み事項の院内掲示
- 4) 部会員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- 5) 部会員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会および院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- 6) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）により、①は直ちに、②は7日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を、保健所長を通じて都道府県知事へ届出ける。
*届出方法は、院内感染対策マニュアル「6. 感染症の発症・診断時の届出」の項を参照。
 - ①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の患者、または無症状病原体保有者および新感染症、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑われる者
 - ②厚生労働省令で定める五類感染症の患者で、全数報告の必要があるもの（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

第3条 職員研修

- 1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、職員に周知徹底をはかることを目的に実施する。
- 2) 職員研修は、就職時の初期研修1回その他、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録・保存する。

第4条 院内感染発生時の対応

- 1) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報共有をはかるとともに、院内感染防止対策委員会で再確認等して活用する。
- 2) 異常発生時は、その状況および患者への対応等を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底をはかる。

第5条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。

第6条 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

第7条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- 1) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）にFAX（番号：03-3812-6180）で質問を行い、適切な助言を得る。また、昨年の質問と回答が同学会HPに掲載されているので活用する。
- 2) その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。

附則 この指針は平成19年7月1日より施行する。

（平成22年6月22日 一部改訂）
平成23年4月22日 一部改訂
平成26年1月20日 一部改訂
平成29年3月15日 一部改訂